

平成 30 年度 認知症施策の総合推進

兵庫県健康福祉部健康局健康増進課認知症対策室

認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して生活できる社会を目指して、「予防・早期発見」、「医療」、「地域連携」、「人材育成」、「若年性施策」の 5 本柱で、当事者の視点を重視し、切れ目のない総合的な施策を推進する。

I 認知症予防・早期発見の推進

(1) 認知症予防活動推進リーダー研修事業

但馬長寿の郷で、認知症予防体操(コグニイズ)の地域での普及リーダー養成研修を開催する。〔実施主体〕兵庫県立但馬長寿の郷

〔対象者〕地域の指導者となり得る人、市町職員等

(2) 認知症早期受診促進事業

認知症チェックシートを活用した認知症予防健診を実施し、早期発見・早期受診を促し、医療につなぐ取組みを支援する。

〔内 容〕特定健診・後期高齢者健診等の機会に認知症チェックシートを活用した認知症予防健診を実施し、医療につなぐ取組みを行う市町へ補助

〔補助率〕 1 / 2

(3) 認知症初期集中支援チーム員の養成〔国立長寿医療研究センター研修を受講〕

〔対象者〕認知症初期集中支援推進事業を実施する市町でチーム員となる者

(4) 認知症相談センター機能強化

認知症チェックシートを活用した取組の普及や認知症相談センターの機能向上を図るための研修会を開催する。

ア 認知症相談センター機能強化研修（2回）

〔対象者〕認知症相談センター職員、市町認知症支援担当者、等

〔内 容〕認知症初期集中支援チームの実践報告、早期発見・早期対応の実践報告等
イ 認知症チェックシート等の啓発媒体の作成・配布

(5) 認知症・高齢者相談

県民総合相談センターにおいて、認知症の人と家族の会兵庫県支部及び兵庫県看護協会による電話相談を実施する。

電話番号	窓 口	相談日	相談時間
078-360-8477	家族の会会員による相談	月・金	10:00～12:00
	看護師等による相談	水・木	13:00～16:00

II 認知症医療体制の充実

(1) 認知症医療連携体制強化事業

認知症医療におけるかかりつけ医の役割の大切さを啓発するとともに、認知症対応医療機関登録制度及び認知症相談医療機関の県下全域への普及・定着を図る。

①認知症対応医療機関連携強化推進事業〔一部県医師会へ委託〕

認知症対応医療機関及び認知症相談医療機関の適正な活用や県下全域へ普及・定着を図るため運営管理委員会や連絡会、認知症医療全県フォーラムを開催する。

②認知症疾患医療センターを核とした医療体制構築事業〔認知症疾患医療センター(9か所)へ補助〕

認知症疾患医療センターにおいて、圏域内医療連携会議や事例検討会等を実施し、認知症対応医療機関などの連携を強化する。

〔認知症対応医療機関数〕(平成30年3月現在)

(単位：か所)

	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	合計
I群	322	285	165	101	79	123	89	67	30	71	1,332
II群	17	8	5	7	5	4	3	2	1	2	54
合計	339	293	170	108	84	127	92	69	31	73	1,386

〔認知症相談医療機関数〕(平成30年3月現在)

(単位：か所)

	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	合計
医療機関数	681	468	243	216	98	174	101	84	43	77	2,185

(2) (拡) 認知症疾患医療センター設置・運営事業

地域の認知症医療の中核として鑑別診断等を行う認知症疾患医療センターの適切な運営を推進するとともに、高齢者数の多い圏域において地域の実情・必要性に応じて指定の増を図り、認知症の保健医療水準の向上を促進する。

〔事業内容〕 専門医療相談、鑑別診断と初期対応及び合併症・周辺症状への急性期対応等

〔設置数〕 14か所(神戸圏域は神戸市が設置)

圏域	医療機関名	圏域	医療機関名
神戸	神戸大学医学部附属病院、一般財団法人甲南会六甲アイランド甲南病院、医療法人社団顕鐘会神戸百年記念病院、医療法人実風会新生病院、県立ひょうごこころの医療センター	中播磨	県立姫路循環器病センター
阪神南	兵庫医科大学病院	西播磨	県立リハビリテーション西播磨病院
阪神北	独立行政法人国立病院機構兵庫中央病院	但馬	公立豊岡病院組合立豊岡病院
東播磨	地方独立行政法人加古川市民病院機構加古川中央市民病院	丹波	医療法人敬愛会大塚病院
北播磨	西脇市立西脇病院	淡路	県立淡路医療センター

(3) (新) 認知症と診断された本人・家族向けのガイドの作成

認知症のケアの方法や生活上の工夫、利用可能サービス等をわかりやすく示したパンフレットを作成する。(ホームページ等でも掲載)

(4) 認知症対応医師研修事業 ※①～⑤について政令市(神戸市)は別途、計画・実施

〔①～④県医師会へ委託、⑤国立長寿医療研究センター研修を受講〕

病院勤務の医療従事者等への研修や、医療や介護関係者への助言等を行うサポート医を養成し、地域の認知症医療体制の充実強化を図る。

①認知症研修検討委員会(3回)

医師のレベルアップを目指し、医師研修の体制整備を検討
 [委員構成] 学識者、県医師会、県精神科病院協会 等

②かかりつけ医認知症対応力向上研修(5回)

早期発見・早期対応につながるよう医師に対し、認知症診断の知識等を習得するための研修を実施

■かかりつけ医認知症対応力向上研修(神戸市実施分を除く) (単位:人)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計
修了者数	69	73	57	71	113	156	51	107	121	200	277	194	1,489

③認知症専門研修(1回)

サポート医等に対し、認知症診療の充実や地域連携に関する研修を実施

④病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修(7回)

病院で勤務する医師、看護師等の医療従事者に対し、認知症診療の充実や地域連携に関する研修を実施

■病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修 (単位:人)

年度	H26	H27	H28	H29	計
修了者数	75	414	430	196	919
全国団体実施の県内修了者数	112	125	382	382	1,001

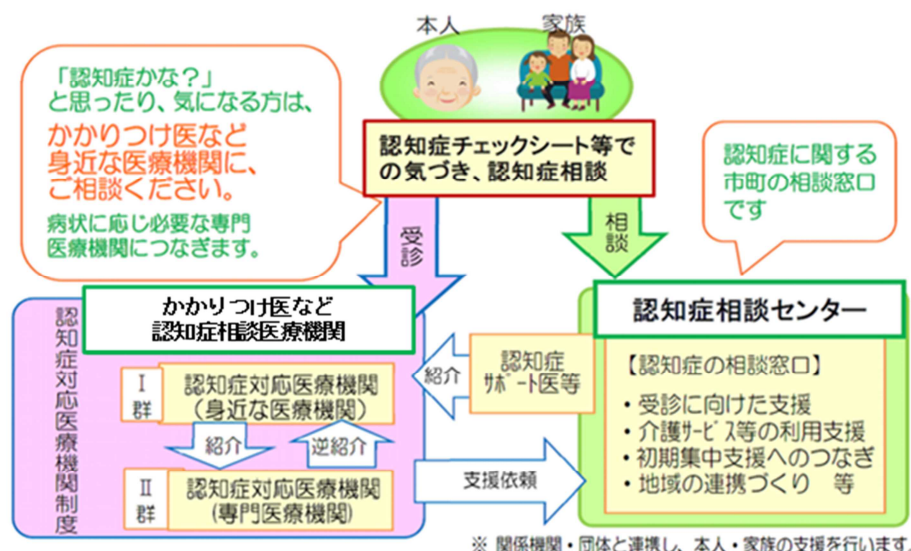
合計: 2,116人(H29度末)

⑤認知症サポート医の養成(拡)[国立長寿医療研究センター研修を受講]

医療や介護関係者への助言を行うとともに、地域包括支援センター等との連携に協力する認知症サポート医を養成[養成数: 58人(H29累計171人 ※県養成: 神戸市除く)]

■認知症サポート医養成研修(神戸市実施分を除く) (単位:人)

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計
養成数	1	5	4	2	14	23	11	12	11	13	25	25	25	171



⑥ 歯科医師・薬剤師・看護職員認知症対応力向上研修

認知症の容態に応じた適時・適切な医療介護等の提供を図るため、かかりつけ医と連携した対応を目指し、歯科医師・薬剤師に対する研修を行うとともに、入院・外来・訪問等を通じて認知症の人と関わる看護職員に対しする研修を実施

ア 歯科医師認知症対応力向上研修事業〔県歯科医師会へ委託〕

〔対象者〕 歯科診療所等に勤務する歯科医師(2回)

イ 薬剤師認知症対応力向上研修事業〔県薬剤師会へ委託〕

〔対象者〕 調剤薬局等に勤務する薬剤師(2回)

ウ 看護職員認知症対応力向上研修事業〔県看護協会へ委託〕

〔対象者〕 医療機関等に勤務するリーダー的な役割の看護職員(3日間/2回)

年度	H28	H29
①歯科医師	260	98
②薬剤師	449	323
③看護職員	193	186

III 認知症地域支援体制の強化

(1) 認知症地域連携の強化

① 認知症施策推進会議の開催

地域で認知症の人と家族を支える地域連携体制を推進するための支援を検討する会議の開催

〔構成員〕 認知症の人と家族の会、保健・医療・福祉・介護関係者、学識経験者等

② 認知症地域支援推進員の養成・活動支援事業

認知症地域支援推進員の養成・資質向上及び認知症支援担当者の研修を開催

ア 認知症地域支援推進員の養成研修〔認知症介護研究・研修東京センターの研修を受講〕

〔対象者〕 認知症地域支援推進員として市町に配置された(配置予定含む)者

イ 認知症地域包括ケア推進研修(認知症高齢者等の見守り・SOS ネットワーク推進研修等)事業

〔内容〕 認知症ケアネットの作成方法、認知症高齢者等の見守り・SOS ネットワークの推進、認知症地域支援推進員の先進的な実践報告など認知症地域支援推進員のフォローアップ等を目的とした研修を行い地域支援体制の強化を図る

〔対象者〕 認知症地域支援推進員、市町認知症支援担当者 等

③ 店舗等の認知症対応力向上推進事業

商店、金融機関等に認知症サポーターを設置し、認知症への理解と対応に努める企業等の取組みを支援する。

〔支援内容〕 企業等における認知症サポーター養成講座の講師育成、ステッカー・ハンドブック等の作成・配布

〔対象企業〕 金融機関、コンビニ、スーパー等生活に関連する企業等

④ 認知症サポーターの講師となる市町等キャラバン・メイトの養成研修の実施

〔事業内容〕 市町等のキャラバン・メイト養成研修

〔対象者〕 市町・地域包括支援センター職員、ひょうご認知症サポート店 等

■キャラバン・メイト養成研修(県養成数)

(単位：人)

年 度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計
養成数	177	415	295	228	252	108	111	115	133	148	190	2,112

(2) 認知症への社会の理解を深めるキャンペーンの実施〔認知症の人と家族の会へ委託〕

認知症への理解を促進し支援体制を強化するため啓発活動等を実施する

① 街頭キャンペーン及び認知症啓発ウォーク

〔内 容〕 9月を県の認知症啓発月間とし、県内各地域でキャンペーン等を展開

②(新) 認知症カフェ連絡・研修会

〔対象者〕 県内の認知症カフェ開設者等

〔内 容〕 認知症カフェの効果的な運営の情報交換や早期支援での関わりを学ぶ

IV 認知症ケア人材の育成（認知症支援人材含む）

(1) 認知症介護に関わる人材の育成

①認知症介護研修の実施 〔ア～カ：政令市(神戸市)は、別途、計画・実施〕

介護職員や施設管理者等の認知症への対応力向上を図るための各種研修を実施する。

〔実施方法〕

イ～カの研修：県社会福祉事業団へ委託

※ア～ウについては、指定機関での研修実施あり。

キ・クの研修：認知症介護研究・研修大府センター（愛知県）へ、キ(受講)ク(委託)

研修名	対象者	実施回数等
ア 基礎研修	介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等（認知症介護の基礎知識がない者）	2回、各75名程度
イ 実践者研修	介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等であって、概ね2年以上従事している者	5回、各60名程度
ウ 実践リーダー研修	実践者研修修了者	2回、各30名程度
エ 管理者研修	グループホーム、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護の管理者等	4回、各30名
オ 開設者研修	グループホーム、小規模多機能型居宅介護の代表者等	1回、30名
カ 計画作成担当者研修	小規模多機能型居宅介護の計画作成担当者等	2回、各30名
キ 認知症介護指導者養成研修	認知症介護研修の講師となる、指導的立場の人材を養成する研修	派遣人数5名
ク フォローアップ研修	認知症介護指導者養成研修修了者の資質向上を図るためのフォローアップ研修	派遣人数1名

■ 認知症介護研修修了者数（県養成数）

（単位：人）

区 分	基礎 (H28年度～)	実践者 (H17年度～)	実践リーダー (H13年度～)	管理者 (H17年度～)	開設者 (H18年度～)	計画作成 (H18年度～)	指導者 (H13年度～)
平成25年度	-	394	71	151	17	65	3
平成26年度	-	392	72	169	15	64	4
平成27年度	-	531	103	123	13	71	6
平成28年度	131	619	75	144	22	73	3
平成29年度	52	572	81	124	16	64	5
累計	183	5,550	1,069	1,934	355	763	46

②認知症機能訓練（4DAS）研修の実施

軽度から中度の認知症の人に通所介護事業所等で早期の機能訓練(4DAS)や行動・心理症状(BPSD)の予防に取り組むことで地域生活が継続できるよう支援する

〔実施方法〕 県老人福祉事業協会へ委託

〔実施内容〕

ア 認知症機能訓練研修運営会議

イ 認知症機能訓練研修（基礎・実践・リーダー・指導者の各研修）

各 4DAS 研修名	対象	回数
基礎研修	通所介護事業所職員等	8 回程度
実践研修	4DAS 基礎研修修了者等	2 日×4 回程度
リーダー研修	4DAS 実践研修修了者等	2 回程度
指導者研修	4DAS リーダー研修修了者で 4DAS 講師を希望する者	1 回程度

(2) 認知症高齢者等の法人後見・市民後見の推進

認知症高齢者等が地域で安心して生活をするために市町での法人後見・市民後見の整備を進める。

①法人後見・市民後見体制整備事業〔県社会福祉協議会へ委託〕

市民後見推進専門員(1名)を配置し、市町に対し法人後見や市民後見に関する情報提供や助言を行うとともに、会議・研修会の開催により市町の体制整備を推進する。

〔内 容〕 市民後見推進研修の開催、市民後見推進会議の開催 等

	電話番号	相談日	相談時間
兵庫県社会福祉協議会 地域福祉部権利擁護センター	078-230-9290	月～金	9:00～12:00 13:00～17:30

②法人後見・市民後見推進支援事業

市民後見人養成研修など法人後見・市民後見を推進する市町(20市町)の取組みへの補助

〔対象経費〕 市町が実施する養成研修等に要する経費 3/4

V 若年性認知症施策の推進

医療、介護、就労等、若年性認知症特有の課題に対応するための体制整備と、ひょうご若年性認知症支援センターの運営による総合的な支援体制の強化

(1) 若年性認知症自立支援ネットワーク会議(1回)

〔構成員〕 認知症の人と家族の会、保健・医療・福祉・介護・就労関係者 等

(2) ひょうご若年性認知症支援センターの運営〔県社会福祉協議会へ委託〕

若年性認知症専門相談員(2名)を配置し、市町、関係機関等と連携し相談支援を行うとともに、市町の体制整備を推進する。

電話番号	相談日	相談時間
078-242-0601	月～金	9:00～12:00、13:00～16:00

〔内 容〕 ア 電話相談窓口の設置・個別支援

イ 支援担当者研修会(3回)、家族介護者連絡会又は研修会(5回)

ウ 若年性認知症に関する普及・啓発フォーラム(1回)

エ 若年性認知症専門相談の実施(3回)：弁護士等による専門相談を実施

(3) ひょうご認知症当事者グループ推進事業〔県社会福祉協議会へ委託〕

認知症当事者グループ推進員(1名)を配置し、認知症当事者グループの活動を支援し、若年性を中心とした初期認知症の人が抱えている課題やニーズを共有し、支え合える場づくり(ピア・サポート)を推進する。

〔内容〕 当事者グループ会議(2回)、市町域グループ会議・研修会(3回)、啓発資料の作成 等